

1. 中. 22

1. 日本人被爆者に対する施策について

(1) 根拠

(イ) 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律 (医療法)

(ロ) 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律 (年寄)

(2) 被爆者数

356,488人 (被爆者年俵受給者)

(3) 平均的受給額

(イ) 平均医療、給付費 : 79,341円/人

(ロ) 平均受給年寄 : 24,5557円/人

(ハ) 平均総受給額 : 324,898円/人

(ニ) 被爆者対象費 総被爆者数 : 34,2048円/人

(4) 具体的対策

別紙 1.

(5) 原爆被爆者対策予算

別紙 2.

2. 在外被爆者問題

(1) 厚生省掌握の在外被爆者

(A) 北米 (米、加)

約 820 名

広島県医師会調査分

↓
手帳所持者 約 60%
(500人?)

(B) 南米

別紙 3.

(C) 韓国 1,094 人

23,000 人

(政府登録者)

(未登録者? 含む 協会推定)

(D) その他 (台湾、中国を含む) の外国については

厚生省との統計なし

(2) 在外被爆者に対する基本的対応

(A) 国内法の適用は 日本国内に限定され

国外被爆者に対し、国外への対応は不可能

(B) 被爆者手帳所持の在外被爆者については

日本国内に滞在中は、医療費 補助の要並可能

3. 被爆者関連施設

	広島	長崎
原爆病院 (旧市)	1	1
原爆養護ホーム (市・県)	2	2
被爆者 健康管理センター (市)	1 (30億円) ※	1

(1) 被爆者健康管理センターに関しては、広島が本年10月、長崎は平成30年度に完成予定。

(2) 上記以外に若干の民間施設があるが、国は直接助成をしない。未掌握